

条例（案）の概要

前文		制定の背景や趣旨、制定に対する決意などを明らかにするため、前文を設けます
目的・定義・基本理念		(第1条～第3条)
第1条	目的	制定の目的、用語の定義など、条例の全般にわたる事項について規定します
第2条	定義	
第3条	基本理念	
市・市民等の責務		(第4条～第8条)
第4条	市の責務	男女共同参画の推進における市及び市民等のそれぞれの責務について規定します
第5条	市民の責務	
第6条	教育関係者の責務	
第7条	事業者の責務	
第8条	市民団体の責務	
男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止		(第9条・第10条)
第9条	性別等による権利侵害の禁止	男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止等について規定します
第10条	公衆の表示する情報に関する留意	
市の実施すべき基本的施策		(第11条～第20条)
第11条	男女共同参画	市の実施すべき基本的な10施策について規定します
第12条	施策の策定に当たっての配慮	
第13条	推進体制の整備	
第14条	附属機関等における構成員の男女の均衡	
第15条	市民等の理解を深めるための措置	
第16条	市民等に対する支援	
第17条	苦情等への対応	
第18条	調査研究	
第19条	拠点施設	
第20条	年次報告	
男女共同参画審議会の設置		(第21条)
第21条	男女共同参画審議会	男女共同参画審議会の設置について規定します

このような条例を考えています

※検討委員会においては、主に他市と異なる赤字箇所について、ご意見をいただきたいと考えています。

前文	条例制定の背景又は趣旨を象徴的に述べます
①	①個人の尊重の法の下での平等（憲法）②これまでの市の取組 ③現状の課題 ④地域活力の向上の必要性 ⑤市の特徴
目的	条例制定の目的を明らかにします
②	男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、 教育関係者 及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。
基本理念	男女共同参画を進めていくための基本的な考え方です
③	①個人尊重、個人としての機会確保、 多様な性のあり方も含めた ⑤妊娠・出産等に関する相互の尊重と、生涯にわたる健康な生活を営めること ②固定的性別役割分担意識にとらわれない生き方を選択できること ⑥（ 穴栗市自治基本条例に基づき、 ）参画し協働すること ③あらゆる分野における方針の立案及び決定に共同参画の機会が確保されること ⑦国際社会と国内の取り組みを理解して行うこと ④家庭生活と職場、地域における活動との両立ができること
責務	男女共同参画を進めていくために、市、市民、教育関係者、事業者等が取り組むべきことです
市	①施策を策定し、実施(積極的改善措置を含む) ②市民と協働、国等との連携 ③職員が率先して推進に努める
市民	①理解を深め、推進する ②協力に努める ※市民：市内に在住、通勤、通学の個人
⑤ 教育関係者	①重要性を認識し、教育を行う ②協力に努める
事業者	①推進に取り組む ②職場環境の整備に努める ③協力に努める
市民団体	①対等に参画する機会の確保に努め、環境整備に努める ②協力に努める
禁止事項	男女共同参画の推進を妨げるものについて禁止を求めます
⑥	①性別等に起因する人権侵害の禁止 ② 性的指向、性自認等の公表は個人の権利(意に反して公にしてはならない)
公表に表示する情報に関する留意	男女共同参画の推進を妨げるものについて配慮を求めます
	性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想する表現、並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないように努める
市の実施すべき基本的施策	男女共同参画を推進するために市が行う基本的な施策です
⑧	①計画の策定 ②策定計画にあたっての配慮 ③推進体制の整備 ④附属機関等における構成員の男女の 均衡 ⑤市民等の理解を深めるための措置 ⑥市民等に対する支援 ⑦ 苦情等への対応 ⑧調査研究 ⑨拠点施設 ⑩年次報告
男女共同参画審議会	男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査審議します